

審第191号-1
答申第382号
令和8年4月9日

千葉県公安委員会
委員長 寺嶋 哲生 様

千葉県個人情報保護審議会
会長 石井 徹哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和6年12月11日付け公委（広）発第〇〇号による下記の諮問について、
別紙のとおり答申します。

記

諮問第349号

令和6年9月13日付けで審査請求人から提起された、令和6年8月19日付
け〇〇警発第〇〇号で行った保有個人情報開示決定に係る審査請求に対する裁決
について

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和6年8月19日付け〇〇警発第〇〇号で行った保有個人情報開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和6年7月22日付けで、実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項の規定により、「〇〇年〇〇月〇〇日付開示請求書で請求した以降の〇〇警察署生活安全課との電話での相談記録、通話記録、〇〇警察署生活安全課・警務課へレターパックにて送付した書簡全て」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、「警察相談票 〇〇年〇〇月〇〇日付け管理番号〇〇」（以下「本件文書1」という。）、「警察相談経過票 〇〇年〇〇月〇〇日付け管理番号〇〇」（以下「本件文書2」という。）及び「警察相談経過票 〇〇年〇〇月〇〇日付け管理番号〇〇」（以下「本件文書3」といい、本件文書1及び2と併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報を特定し、その一部を不開示とする本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、令和6年9月13日付けで、本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 諮問実施機関は、本件審査請求を受けて、法第105条第3項による読み替え後の同条第1項の規定により、令和6年12月11日付け公委（広）発第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。
 - ア 本件審査請求の趣旨

開示請求した調査の結果、所謂、担当者や上席に対するヒアリング内容、相談記録に違法・不当があるのか否か、適切な対応であったか否かを判断するに至った事実確認の経緯などが無く、開示請求の本旨である文書が開示されていない。開示を求める。

また、あるまじきことであるが、調査の結果を作成していないことが仮にあるとしたら、本審査請求により至急作成し、開示を求める。また部分開示決定処分を取り消し、全ての文書の開示を求める。

イ 本件審査請求の理由

(ア) 私は〇〇年に〇〇を当時配偶者の〇〇氏（現在は離婚済）に未成年者略取・誘拐罪の疑いのため、〇〇へ110番通報をし、〇〇警察署生活安全課に継続的に相談している。また現在も〇〇警察署の担当者には経緯を説明し、何かことあるごとに詳細に口頭や文書にて相談と報告をしている。

被害の回復のために尽力を求める。

(イ) 私は民事事件を相談しているのではない。

刑事事件である。

私の人生の今後に大きな影響をもたらし、二度と取り返すことができない問題である。

これまで諸々の指摘に対して、「調査の結果不適切はない」と繰り返すばかりである。

この人ひとりの人生に償うことができない損害をもたらし、かつ人生を破綻させた重大な事件が、刑事事件の訴えに対して警察業務が調査の結果、不適切なところはないとすることについて問うが、私の被害は回復したか、私の損害は何かしら償われたか。

市民は警察行政の詳細な内部の事務手続きは知る術はない。例え知ることができたとしても警察行政内部の規則やルール、規範や通達には何ら拘束されない。

市民に対して、警察行政内部の規則やルール、規範や通達によらず、事実を明らかにされたい。

(ウ) 繰り返すが審査請求人は現に被害が継続し損害も発生し続けている。事件は未だ継続しており、被害回復はされていない。

相談記録は審査請求人であり、事件の被害者の被害を記録する重要なものである。

調査記録もないのに適切か不適切かの判断が存在するならば、違法かつ不当である。被害の回復のために尽力を求める。

(エ) 今回の保有個人情報開示請求の趣旨は審査請求人の償うことができない被害の回復のために、千葉県警察本部各部署、所轄署、監督する

上級行政庁の千葉県公安委員会が本件に関する事件内容に基づき、内容の調査、千葉県警察本部の関係職員に対する「違法か適法か」及び「適切か不適切か」について、事件に対するどのような処理があったかどうかを「調査した」、「調査の結果」と繰り返すことに対して【調査の結果】の開示を求めたものである。

千葉県公安委員会は千葉県警察本部を監督する上級行政庁・審査庁・苦情判断の立場から、また千葉県警察本部は処分庁そのものという立場から、本件に関する事件内容に基づき、内容の調査、千葉県警察本部の関係職員の違法性及び不適切性について、その対応や処理が当該事件においてあったかどうかの調査を陣頭指揮し、結果として【調査の結果】を結論付けていると捉えることは当然である。

(オ) これまで、審査請求人がした全ての保有個人情報開示請求、訂正請求、それらの結果、調査の結果、不適切ではないという。

それならば、その【調査の結果】を求めたものが、本件の保有個人情報開示請求であるが、調査をしたのに、その記録や関わる文書を作成していないことは違法・不当である。

調査の結果の文書を作成していないことは、不自然極まりなく、正常な警察業務ではない。必ず作成しているはずであり、作成していないければ、調査したと主張はできない。また調査結果なく行政文書である審査請求人に対する書面で【調査の結果】とは記載できない。開示を求める。

(カ) 繰り返すが、調査したと主張する、その結果の文書や記録を「作成していないこと」が事実ならば、それは違法・不当な警察業務である。当該審査請求により、すべてについて総合的に経緯を整理し、関係者ヒアリングを徹底して行い、過去の文書の全てを分析し、調査結果を作成し、その開示を求める。

(キ) 子供たちを人生から突然奪われ、財産も健康も奪われ、人生を破綻・破壊され、未来の希望を全て奪われた審査請求人の被害を推し量っての対応とは到底思えない。

これは審査請求人の生涯の幸福と人権の回復、被害の解明がかかった請求であることを理解されたい。

(ク) ある弁護士の見解である『子の連れ去りは、未成年者略取・誘拐罪（刑法224条）にあたる犯罪行為。未成年者略取・誘拐罪は、身分犯ではないので、親権者の1人が犯罪の主体となり得ないというものではない。保護法益を侵害し得るのであれば、犯罪の主体たり得る。未成年者略取・誘拐罪の保護法益は、未成年者の自由のみならず、親の監護権。そのため、未成年者の同意があったとしても、

親の監護権を侵害していたら、犯罪は成立し得る。親権者の1人であっても、たとえ子の同意があったとしても、他の親権者の監護権を侵害するのであれば、未成年者略取・誘拐罪を犯すことになる。子が同意していたなどと主張されることがあるが、親の監護権を侵害している以上、未成年者略取・誘拐罪の成否に影響しない。』

被害者が公的機関による二次被害を受けることのないよう引き続き尽力をお願いする。

以上のことから本件処分を取り消し、さらに不明点の開示及び弁明を求めるため、本審査請求を提起した。

(2) また、審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 反論書の趣旨

弁明書において棄却をすることを求める処分庁の方針に反論書を提出する。

直ちに請求している文書を開示するか、文書を作成していない場合は作成し開示することを求める。

イ 反論書の内容

(ア) 反論の大前提として〇〇氏による未成年者略取・誘拐は私への精神的傷害罪、虐待、暴力である診断書について、審査請求人は不治の身体的苦痛（難治性疼痛）及び心的外傷により心と身体に一生消えない傷を負った。これは元配偶者の責任か、それとも元配偶者の未成年者略取・誘拐について審査請求人が救済を何度も〇〇警察に求めたにも関わらず当時から現在に至るまでなんら事件解決に向けた対応をしない警察の責任か明確に述べられたい。

(イ) また弁明書の大筋となっている論点がずれている。決裁者の印影、取扱者の氏名、担当者の名前（本件職員氏名情報）などを求めている。本件の不服の基礎となることについて警察組織内で調査したと繰り返すことについて、調査・ヒアリング内容が事実また正当な内容であるか否かについて、警察組織内の意思決定がされているはずだが、口頭伝聞のみで担当者から決裁権者に至るまで内容を共有、把握して、審査請求人の人権に関わる行政審判の一審といえる審査請求の正否を進めているのか。調査をしていないならばこの審査請求手続きの中で作成し、裁決の前に調査内容を記載した弁明書を記載した再弁明を求める。

(ウ) そもそも未成年者略取誘拐罪、詐欺、脅迫等を犯している元配偶者の犯罪や加害性を問題にせず、さらに被害者たる審査請求人の救済の求めや被害内容について全く斟酌もせずに対応している基本的な対応

の姿勢が根底にあるからこそ発生したのが今回の問題であり、問題を指摘しても何が問題かを組織内で把握するための警察組織内調査を行っていないと堂々と主張して違法でも不当でもないとするからこそ違法かつ不当である。

(エ) 償うことのできない被害者たる審査請求人の犯罪被害の救済を求める。審査請求人は犯罪にあい、苦しみ、人生を、財産を、健康を失った。何よりも子供と共に人生を送る基本的人権を奪われた。保護法益である審査請求人の監護権の侵害、審査請求人からの財産の奪取、審査請求人への健康被害等は明らかに犯罪ではないのか。さらには、それらに対して、犯罪を取り締まる警察が犯罪被害者に何故、2次的被害を与えるのか。2次的被害を与えている認識はないのか。再弁明を求める。

(オ) 弁明書でも審査請求書に記載した質疑に対して本旨を弁明していない。説明することなく警察の内規にすぎない、およそ審査請求人たる一般市民を拘束しない、内規の文言を引用することを繰り返しているだけである。再弁明を求める。

(カ) 私は民事事件を相談しているのではない。刑事事件を訴え続けている。私の人生の今後に大きな影響をもたらし、二度と取り返すことができない問題を提起している。

(キ) 内規を根拠として審査請求人に受忍を押し付ける拘束力について再弁明を求める。

(ク) 再度問うが、調査の結果とはなんであるのか。何をどのように調査し、どのような結果を得たのかが極めて不明瞭である。調査内容を示されたい。

(ケ) 最判昭57.7.15の判例について

判例は、「行政処分が行政処分として有効に成立したといえるためには、行政庁の内部において単なる意思決定の事実があるかあるいはその意思決定の内容を記載した書面が作成・用意されているのみでは足りず、その意思決定が何らかの形式で外部に表示されることが必要」であるとしている（最判昭57・7・15）。

本件にそのまま当てはまるものではないものの、審査請求人が開示請求している調査内容について未だ開示されていない事実は、本審査請求の不服の原因である調査内容等の未特定、未調査、非開示等が審査請求人に対して表示されない限り、本審査請求の不服の主旨が治癒されているとは言えない

(コ) 重大な犯罪事件につき被害者の損害の回復、救済がかかっている千葉県公安委員会及び〇〇警察署の組織内部の重要な調査内容について、

下級行政機関からの口頭伝聞・報告のみで最上級行政庁までもが文書で確認もせず、調査した、または規定にないから文書化していないという態様を認めて弁明書にて公言しているということか。

(サ) 調査したと繰り返しているが、こうした審査請求について最終的な裁決は、いわば行政裁判の一審と変わらないにも関わらず、明確な文書を用いず、それらの調査内容を文書にて組織内で共有もせず、担当者から上席、さらに最上級行政庁による裁決の決裁行為に至るまで、口頭で伝聞し、一切の調査内容を記録した文書を残さないという社会通念上あり得ない事務処理を行っているということか。明確にされたい。

以上より、既に償うことのできない損害及び不利益が継続している本件処分を取り消しを求めため、反論書を提出する。

(3) さらに、審査請求人は、主張書面において、おおむね以下のとおり主張している。

現在、〇〇警察署生活安全課〇〇氏には、きめ細かく対応してもらっており感謝する。

一方、これまで、

ア 最終的な反論として、これまでの〇〇警察署の審査請求人への対応の著しい不当、不備により【二次被害】を受けて、未だ継続して解決していないという状況である。

(ア) 発端となった〇〇警察署の担当者〇〇氏（漢字不明）の不当な対応（全く詳細を把握せずに加害者と警察担当者（〇〇氏）の一方的な主張・主観をつたえるという行為）により加害者は加害行為を正当と認識したことに始まり、

(イ) その後の〇〇警察署の担当者〇〇氏の法令等の知識不足、不要な発言、不実の伝言を加害者（〇〇氏）・被害者（審査請求人）にするという失態、相談記録には事実と異なる記載をする。加害者に加害を拡大させるようなアドバイスを、など警察の職務遂行としてあるまじき言動により加害者と被害者の葛藤を拡大させ、その子らの未成熟子までも巻き込む事態となっている現実がる（ママ）。前記（ア）と同じく加害者は加害行為を正当と認識している。

(ウ) 前記（イ）の〇〇氏の上司・上席等は事実を知らずながら指導を怠り、さらに〇〇氏に担当を継続させたことによる被害の拡大・継続をもたらしているという事実がある。

イ これまでも、現在も事細かく審査請求人から〇〇警察署（〇〇へも）へ報告・相談を書面・電話にて行っており、さらには県間共有として〇〇警察署より〇〇へ報告されているので処分庁より事務局は入手された

い。

ウ その他はこれまでの反論書は当然に斟酌されたい。

以上より、既に償うことのできない損害及び不利益が継続している本件処分の取り消しを求めるため、主張書面を提出する。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

(2) 処分内容及び理由

ア 処分の内容

(ア) 保有個人情報の特定について

本件開示請求を受け、本件文書に記録された保有個人情報を特定し、本件決定を行った。

(イ) 行政文書の内容

本件文書は、審査請求人が千葉県〇〇警察署（以下「〇〇警察署」という。）に相談した警察相談において作成された文書であり、警察相談票又は警察相談経過票には、相談者である審査請求人が〇〇警察署へ送付してきた文書が添付されている。

(ウ) 事務の内容

本件文書は、警察相談に関する事務において作成されたものであり、同事務については下記のとおりである。

a 警察相談の定義

「警察相談」とは、警察に対し、指導、助言、相手方への警告、検挙等、何らかの権限行使その他の措置を求めるものをいう。

b 警察相談票の作成

(a) 署総合相談窓口

署総合相談窓口になされた警察相談については、相談者の人定事項及び相談概要を聴取の上、処理部門に確実に引き継ぐものとする。

署総合相談窓口は、次長の指揮を受け、その処理部門を指定するものとする。

(b) 処理部門

処理部門は、その所掌事務に係る警察相談を処理するものとし、相談者からその内容の詳細を聴取した後、警察相談票を作成の上、所属長に報告するものとする。

処理部門は、相談の処理状況等について、その経過を警察相談

経過票に記載の上、適宜所属長に報告するものとする。

イ 処分の理由

(ア) 保有個人情報の特定について

実施機関において、本件開示請求の内容に基づき対象文書の検索を実施したところ、前記ア（ア）のとおり特定した。

また、本件審査請求を受けて、改めて対象となる保有個人情報を探索したが、本件決定で特定した保有個人情報以外に本件開示請求に係る保有個人情報は存在しなかった。

(イ) 不開示部分及びその理由について

- a 法第78条第1項第2号、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年千葉県条例第37号。以下「条例」という。）第4条及び個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年千葉県規則第12号。以下「規則」という。）第3条の該当性

本文書の決裁欄の係長以下の印影、欄外の印影及び取扱者欄の氏名（以下、4において「本件職員氏名情報」という。）

法は、請求人に係る保有個人情報の開示請求権を保障する一方で、法第78条第1項第2号本文により、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、開示対象から除外する旨を規定している。

また、同号本文に該当するものであっても、ただし書イ、ロ及びハに該当する場合は開示しなければならない旨を規定している。

さらに、条例第4条は規則で定める警察職員を除く公務員等の氏名について、不開示情報の例外として定めている。

本件職員氏名情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、同号本文に該当する。

以下、同号ただし書及び条例第4条について検討する。

- (a) ただし書イは、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」を、不開示とする個人情報の例外とする規定であるが、本件職員氏名情報は警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、第三者に提供する法令や慣行性は存在しない。

したがって、本件職員氏名情報は、ただし書イに該当しない。

- (b) ただし書ロは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」は開示する規定であるが、不開示該当性の判断にあつては、当該情報を不開示にすることの利益と開示することの利益との調和を図ることが重

要であり、開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示するもので、本件職員氏名情報を不開示とすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護に影響を及ぼすとは考えられず、開示することの必要性は認められない。

したがって、本件職員氏名情報は、ただし書ロに該当しない。

(c) ただし書ハは、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は開示する規定である。

本件職員氏名情報は、職及び職務遂行の内容に係る部分には該当しないため開示することの必要性は認められない。

したがって、本件職員氏名情報は、ただし書ハに該当しない。

(d) 条例第4条は、「千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第8条第2号ハに掲げる情報のうち同号ハに規定する公務員等（警察職員であって規則で定めるものを除く。）の氏名（同条例第8条第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当するものを除く。）」について不開示情報の例外とする規定である。

そして「警察職員であって規則で定めるもの」については、規則第3条第1号で「警部補以下の階級にある警察官」、また同条第2号で「前号の階級に相当する職にある警察官以外の職員」と定められている。

これは、一定の階級にある警察官及び同階級に相当する職にある警察職員の氏名について不開示とすることを規定しており、本件職員氏名情報は、警部補以下の階級にある警察官の氏名であるため、規則で定める警察職員の氏名に該当する。

(e) 小括

以上のことから、本件職員氏名情報を不開示とした決定に誤りはない。

b 法第78条第1項第2号の該当性

法第78条第1項第2号については、前記aに述べたとおりである。

(a) 本文書1の取扱者欄の職員番号（以下、4において「本件職員番号情報」という。）

職員番号は、警察職員個々に付与された番号である。

また、氏名に付随する職員番号は他の情報と照合することにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報である。

よって、本件職員番号情報は、法第78条第1項第2号に該当することから不開示とした決定に誤りはない。

(b) 本件文書1の相手方欄の一部（以下、4において「本件第三者情報」という。）

本件第三者情報は、相手方の職業及び勤務先を記載しており、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報である。

本件開示請求及び本件文書からも審査請求人が本件第三者情報について既に知っているのかは明白ではなく、本件第三者情報は、法第78条第1項第2号に該当することから不開示とした決定に誤りはない。

c 法第78条第1項第7号の該当性

法第78条第1項第7号は、事務又は事業に関する情報として不開示となる情報を定めており、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、同号イからトまでに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示情報としている。

その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報とは、同種のもものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報をいう。

(a) 本件文書1の取扱者欄の警電番号（以下、4において「本件警電番号」という。）

警電番号は、警察電話において割り振られている電話番号であるが、警察電話は、本来、機密性が要求される警察業務の特殊性から、内部でのみ利用することを目的として設置された警察独自の情報通信網の一つであり、警電番号を開示することにより、以後の警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(b) 本件文書の人身安全関連欄（以下、4において「本件調査判断情報1」という。）

本件調査判断情報1は、相談内容を検討して人身安全関連事案該当の有無を項目にチェックし、該当する場合は、その事案の種

別「男女間」、「ストーカー」、「DV」等をチェックするものであり、この判断は最終的に所属長が行う。

この事案該当の有無及び種別は、相談内容や相手方に関する情報等を総合的に判断するものであり、人身安全関連欄のチェック項目を開示した場合には、危険性や緊急性の有無などを総合的に判断した警察における事案に対する今後の処理方針が明らかになり、関係者の誤解や憶測を招くほか、同種事案及び犯罪を企図する者の目に触れた場合、公益のためである警察活動に著しい支障を及ぼす対策を取られてしまう要因になるおそれがあるなど、以後の警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(c) 本件文書の指揮伺い欄及び所属長指揮事項欄（以下、4において「本件調査判断情報2」という。）

警察署で受理した相談にあっては、処理担当課長が指揮伺い欄を記載し、所属長が所属長指揮事項欄を記載する。

そして、本件調査判断情報2については、相談内容に基づく、警察における以後の取扱方針を記載しており、これらを開示した場合には、危険性や緊急性の有無などを総合的に判断した警察における事案に対する今後の処理方針が明らかになり、関係者の誤解や憶測を招くほか、同種事案及び犯罪を企図する者の目に触れた場合、公益のためである警察活動に著しい支障を及ぼす対策を取られてしまう要因になるおそれがあるなど、以後の警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(d) 本件文書の危険度判定欄及び措置区分欄（以下、4において「本件調査判断情報3」という。）

本件調査判断情報3は、相談内容を検討し判断した危険度をA、B、Cの3段階で判定し記載するとともに、以後の取扱方針を決定する措置区分を記載するものである。

この判断は最終的に所属長が総合的に勘案して判断しており、開示請求者以外の関係者の情報を含めて判断するものであり、これらを開示した場合には、当該相談の危険性の判断を開示することになり、関係者及び相談者が感じている危険度の差違等の誤解や憶測を招くほか、同種事案及び犯罪を企図する者の目に触れた場合、公益のためである警察活動に著しい支障を及ぼす対策を取られてしまう要因になるおそれがあるなど、以後の警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(e) 本件文書1の参考事項欄の一部（以下、4において「本件調査情報」という。）

本件調査情報は、警察官が調査した審査請求人が通常であれば知り得ない警察情報が記載されており、開示することにより、関係者の誤解や憶測を招き、以後の警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(f) 小括

以上のことから、本件警電番号、本件調査判断情報1から同3及び本件調査情報は、法第78条第1項第7号に該当することから、不開示とした決定に誤りはない。

(3) 弁明の内容について

審査請求人は、本件審査請求の趣旨において「担当者や上席に対するヒアリング内容、相談記録に違法・不当があるのか否か、適切な対応であったか否かを判断するに至った事実確認の経緯などが無く、開示請求の本旨である文書が開示されていない。」「処分を取り消し、全ての文書の開示を求める。」等と主張しているが、実施機関は、開示請求書の請求内容に基づいて、前記(2)ア(ア)のとおり本件文書を特定しており、本件開示請求に係る他の行政文書は存在しない。

また、特定した本件文書について、前記(2)イ(イ)のとおり、法令等の規定に基づいて、開示又は不開示の判断をしていることから、本件決定については、適法かつ妥当であると考ええる。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3(1)イのとおり、本件決定を取り消し、実施機関が特定した保有個人情報以外に、審査請求人が相談してきたことに関する調査の記録を開示することを求めているので、以下、検討する。

(2) 個人情報の特定の妥当性について

審議会が事務局職員を通じて改めて実施機関に文書の探索を行わせたところ、本件決定で特定した個人情報以外に、本件開示請求に係る個人情報を保有していないことが確認された。

審議会としては、実施機関が本件決定において、本件文書に記録された個人情報を特定し、それ以外の個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求に係る個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

(3) 本件決定の不開示情報について

ア 本件文書について

本件文書1は、審査請求人から〇〇警察署になされた警察相談につい

て、当該相談の処理のため、警察職員が審査請求人から当該相談の内容を聴取した後、その要旨や措置結果等を記載した警察相談票であると認められる。

本件文書2及び3は、審査請求人からなされた警察相談について、○警察署で処理をした経過を記録した警察相談経過票であると認められる。

イ 警察官の氏名及び印影について

(ア) 実施機関は、本件文書1から3までの決裁欄の係長以下の印影及び取扱者欄の氏名について、法第78条第1項第2号、条例第4条及び規則第3条に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 当該情報は、実施機関の職員の氏名又は印影であり、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、法第78条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書イ、ロ又はハに該当する特段の事情も認められない。

なお、条例第4条は公務員等の氏名を不開示情報から除く旨を定めているが、規則第3条第1号により「警部補以下の階級にある警察官」の氏名は不開示情報に該当するとされている。そして、本件決定で不開示とされた氏名及び印影は、警部補以下の階級にある警察官のものである。

したがって、当該情報は、法第78条第1項第2号に該当し、不開示が相当である。

ウ 職員番号について

(ア) 実施機関は、本件文書1の取扱者欄の職員番号について、法第78条第1項第2号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 当該情報は、警察職員個々に付与された職員番号であり、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、法第78条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書イ、ロ又はハに該当する特段の事情も認められない。

したがって、当該情報は、法第78条第1項第2号に該当し、不開示が相当である。

エ 相手方欄の一部について

(ア) 実施機関は、本件文書1の相手方欄の一部の記載内容について、法第78条第1項第2号に該当して不開示が相当であると主張するので、

以下、検討する。

- (イ) 審議会で見分したところ、当該情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるから、法第78条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書イ、ロ又はハに該当する特段の事情も認められない。

したがって、当該情報は、法第78条第1項第2号に該当し、不開示が相当である。

オ 警電番号について

- (ア) 実施機関は、本件文書1の取扱者欄の警電番号について、法第78条第1項第7号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

- (イ) 警電番号は、実施機関の各部署に割り当てられているものであるが、本来的には、機密性を要求される警察業務の特殊性から、内部でのみ利用することを目的として設置された、警察独自の情報通信網の固有情報であると考えられる。

そうすると、警電番号が開示されることにより、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、当該情報は、法第78条第1項第7号に該当し、不開示が相当である。

カ 人身安全関連欄及び危険度判定欄について

- (ア) 実施機関は、本件文書1から3までの人身安全関連欄及び危険度判定欄について、法第78条第1項第7号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

- (イ) 人身安全関連欄の情報は、実施機関の職員が、警察相談の内容から判断して、人身安全関連事案への該当の有無等を記載した情報である。また、危険度判定欄の情報は、実施機関の職員が、警察相談の内容から判断して、記号によって区分された危険度を記載した情報である。両者は警察相談票の所定の欄において定型的に記載することとされている。

人身安全関連欄及び危険度判定欄の情報を開示した場合、異なる解釈から警察業務への不信感を招くなど、警察相談の事務の目的が達成できなくなり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、法第78条第1項第7号に該当し、不開示が相当である。

キ 指揮伺い欄、所属長指揮事項欄及び措置区分欄について

(ア) 実施機関は、本件文書1から3までの指揮伺い欄、所属長指揮事項欄及び措置区分欄について、法第78条第1項第7号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 指揮伺い欄の情報は、実施機関の職員が、警察相談に係る相談内容や相手方に関する情報等を総合的に判断して、警察における今後の取扱方針等の案を記載し、所属長に意思決定を求めるものである。所属長指揮事項欄の情報は、指揮伺い欄の記載に対して、所属長が意思決定をし、職員に指揮する事項を記載するものである。措置区分欄は、相談内容を検討して判断し、今後の取扱方針を決定する措置区分を記載するものである。

警察相談においては、その事務の性質上、警察相談票に事案を正確に記載することや警察における判断を様々な可能性を考慮して記載することが、不安を抱く県民に安心を与えるという目的を達成するためには必要である。

これを前提に考えると、保有個人情報の開示請求に対して、指揮伺い欄、所属長指揮事項欄又は措置区分欄の情報を開示し、その判断の内容が明らかになることにより、警察がとり得る措置を発動する基準が明らかになってしまうと、今後、警察の措置を回避しようとして、適切な解決を妨げる行為がとられることとなる可能性を否定できない。

さらには、開示された場合の影響を懸念して、担当者や所属長が記載を当たり障りのないものとした場合、正しい指揮がとれなくなる可能性も否定できない。

本件文書について確認したところ、指揮伺い欄、所属長指揮事項欄又は措置区分欄の情報を開示すると、警察相談の事務の目的が達成できなくなり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、法第78条第1項第7号に該当し、不開示が相当である。

ク 参考事項欄の一部について

(ア) 実施機関は、本件文書1の参考事項欄の一部の記載内容について、法第78条第1項第7号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、当該情報は、相談に関わる参考情報を警察官が調査して記載した内容であり、開示することにより、異なる解釈から警察業務への不信感を招くなど、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、法第78条第1項第7号に該当し、不開示が相当である。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年12月11日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和6年12月24日	反論書の写しの受理
令和7年11月25日	審査請求人の主張書面の受理
令和8年 2月26日	審議（令和7年度第10回第2部会）
令和8年 3月26日	審議（令和7年度第11回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会